

岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議

【議事概要】

1. 日 時：平成31年2月18日（月）10：00～11：30
2. 場 所：OKB ふれあい会館 岐阜県聴覚障害者情報センター
3. 趣 旨：「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」に基づき、基本的施策の推進に向けて、意見・要望を頂くもの

【主な発言】

1. 平成30年度手話言語条例案連事業実施状況及び31年度新規・拡充事業について

- 意思疎通支援ガイドブックの配布について、市町村を通して配布しても関係者ばかりになってしまうので、配布方法についてご検討いただきたい。
→HPへの掲載や街頭啓発での配布など一般の方への啓発を考えていきたい。
- 失語症意思疎通支援者養成事業について、非常に有効なものとする。支援者を増やしていくよう、これからも推進してほしい。
- 食道発声法、電気喉頭器、シャント法の3種類の発声法に対応できるようになったため、力を入れてやっていきたい。
- 点訳・音訳奉仕員について、ボランティア活動を効果的に実施するために協議会を立ち上げるなどを行ってほしい。サピエから点字データをダウンロードし、点字書籍化する際に個人の負担が多くなっているため、公的な支援があるとよいのではないか。
- 県民向けの理解啓発が課題であり、子供たちに対する理解啓発が重要と考える。意思疎通支援ガイドブックを教材として子供たちが学ぶ機会をつくってほしい。
- 視覚障がい者 ICT サポート事業について、盲学校においても視覚障がい者向け相談会を実施している。事業の実施にあたっては、連携してできるとよいのではないかと考える。
- 特別支援学級設置校校長会では、対象の障がいは、知的・発達障害が多く、一部で言語障がい、聴覚障がいとなっている。発達障がい支援担当教員養成事業で次年度対応していただいているのは有難いと考えている。

- 「発達障がい支援担当教員養成事業費」は、言語障がい通級の教員のキャリアアップについても対象としているのか。また、言語通級についてはどうなっているのか。
→ 「発達障がい支援担当教員養成事業費」発達障がいの通級を対象としている。言語障がいの通級についても、以前より専門性向上のための対応は実施している。

2. 議題 手話言語の普及について

- 条例制定から1年を経過しての考えと今後についてお話いただきたい。
- 条例の記念イベント等も実施したが、一般県民の方への普及が重要だと考える。条例制定後、我々当事者が率先してやっていかなければならないと考えている。教育において、聴こえない子供たちにとって聴こえない大人がいることがモデルとなるため、聴こえない先生が増えることが望ましいのではないか。
- 学校では、手話を教える授業はないが、教員の手話等の資格取得についても考え、安心した教育ができるようにしていかなければならない。当事者の方も、困っていることは、年代・時代によっても異なってきている。これを福祉行政と共有していきたい。
- 企業・病院等のなかでの啓発の可能性、現状についてお聞かせ願いたい。
- 今回発行された意思疎通支援ガイドブックについて、企業へ取り入れていきたいと考える。
- 企業において、特定の障がいではなく広く障がい者に対する支援ということになる。経営者協会では、特別支援学校生徒と県内企業への就業について支援を行っている。その際に、研修等を実施しているので、意思疎通支援ガイドブックの情報も伝えていきたい。
- 意思疎通支援ガイドブックについても、送付いただければ会員病院の待合室に置かせていただくなど協力させていただきたい。
- 今回、単なる予算の説明にならないよう手話言語の普及についても時間を取らせていただいた。今後、本条例の趣旨が県民に広まっていけばと考えている。